

－組織改正について（介護事業所等の所管部署が変更になりました。）－

令和2年4月1日より、保健福祉局監査指導課・介護指導課・障害者支援課（指定指導係）を統合し、福祉局監査指導部を新設しました。

介護・障害福祉サービス事業等にかかる施設や事業者への監査指導業務のより一層の一元的管理を図ってまいります。

直通電話の変更は4/6（月）以降となります。

<サービス別担当>

社会福祉法人関連		
社会福祉法人認可・指導監査	法人・施設指導担当法人担当 (電話：322-6241)	
介護保険・高齢者関連	指導業務	指定業務
介護老人福祉施設	法人・施設指導担当 施設担当 (電話：322-6242)	指定担当 介護保険担当 (電話：322-6771)
介護老人保健施設		
介護医療院/介護療養型医療施設		
特定施設入居者生活介護		
短期入所（療養）生活介護		
有料老人ホーム		
サービス付き高齢者向け住宅		
上記以外の介護保険サービス (認知症対応型共同生活介護はこちら)	居宅通所指導担当 介護保険担当 (電話：322-6326)	

<連絡先等>

- (1) 法人・施設指導担当
直通電話：322-6241, 322-6242 ファクス：322-5771
- (2) 居宅通所指導担当
直通電話：322-5232, 322-6326 ファクス：322-6045
- (3) 指定担当（介護保険担当）
直通電話：322-6771 ファクス：322-6762
- (4) 指定担当（障害福祉担当）
直通電話：322-xxxx ファクス：322-6762

※高齢者虐待専用ダイヤル（電話：322-6774）、障害者虐待防止センター（電話：731-0101、ファクス：731-0801）については、変更ありません。